

松山市地域におけるまちづくり推進委員会委員募集要領

松山市では、地域におけるまちづくりの適正かつ円滑な推進を図るため、学識経験者やまちづくり協議会関係者、公募市民などで構成する「松山市地域におけるまちづくり推進委員会」を設置しています。

今回、令和8年度末までを期間として策定している「第二次地域におけるまちづくり基本計画」の検証及び、令和9年度以降の「第三次地域におけるまちづくり基本計画」を策定するため、委員の一部を公募します。

- 1 応募資格 以下の全ての要件を満たす方
 - (1) 市内に在住又は通勤・通学している18歳以上
 - (2) 期間中、平日夜間に開催される会議に出席し、意見や提言ができる人
 - (3) 本市の附属機関の委員、地方公共団体の議会の議員又は行政機関の職員でない人
- 2 募集人員 2人程度（うち1人程度は大学生）
- 3 委嘱期間 委嘱日から2年間（※委嘱日は令和7年8月頃予定）
- 4 活動内容 委嘱期間中に年5回程度の会議に出席し、上記内容を審議していただきます。
※平日夜、2時間程度の開催を予定
※開催場所は、市役所等の会議室を予定
※会議及び会議録は原則公開
- 5 委員報酬 会議1回の出席につき日額8,300円（源泉徴収額を含む。）
- 6 応募書類
 - (1) 応募用紙（住所、氏名、年齢、性別等必要事項を記入）
 - (2) 小論文（400字以上800字以内）
テーマ「地域活動に参加する人を増やすにはどうすればよいか」
- 7 応募方法 6の(1)及び(2)を下記の申込み先まで持参、郵送、FAX又は電子メールのいずれかで提出してください。
※応募用紙及び小論文の原稿用紙は、市ホームページに掲載するとともに、まちづくり推進課（本館6階）に設置しています。

※提出いただいた応募用紙及び小論文は、返却しません。

※記入いただいた個人情報は、この委員公募のみに使用し、他の目的では利用しません。なお、委員に選任された方の氏名は公表します。

- 8 応募期間 令和7年6月2日（月）から令和7年6月23日（月）（必着）
- 9 選考方法 書類審査後、必要に応じて面接を行い、7月下旬頃までに応募者全員に結果を通知します。
- 10 根拠規定 松山市地域におけるまちづくり条例第18条第2項
- 11 問合せ・申込み先
〒790-8571
松山市二番町四丁目7番地2
松山市坂の上の雲まちづくり部 まちづくり推進課（本館6階）
地域におけるまちづくり担当
電 話：089-948-6963
F A X：089-934-1821
E-mail：zichi@city.matsuyama.ehime.jp